

大 第 4 7 5 号
令和 5 年 8 月 1 8 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

大気汚染防止法改正に係る啓発資料について (送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

建築物・工作物の解体等工事（解体・改造・補修工事）においては、工事の元請業者等に対して、大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策を講じることが義務付けられています。令和 2 年に改正大気汚染防止法が成立し、石綿含有成形板等（レベル 3 建材）の規制対象への追加（令和 3 年 4 月 1 日施行）や、事前調査結果報告制度の開始（令和 4 年 4 月 1 日施行）など、石綿飛散防止対策の規制が強化されているところであり、令和 5 年 1 0 月 1 日からは、建築物の解体等工事について、有資格者による事前調査の実施が義務付けられます。

このことについて解体工事業者等へ周知を図るため、別添のとおり啓発資料を作成しましたので、参考までに送付致します。

なお、当課から、県内で建設業許可を有する事業者及び千葉県解体工事業者登録業者に対して、啓発資料を送付することを申し添えます。

【担当】

環境生活部大気保全課

大気規制班 関口

TEL : 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 0 4

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp